



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- | | |
|------------------------------|---|
| ○救急病院の告示（医療政策課） | 1 |
| ○民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） | 1 |
| ○民有保安林の指定の解除（森林管理課） | 1 |
| ○事業の認定（用地課） | 2 |
| ○臨港地区の決定（港湾課） | 3 |

公 告

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ○知事の職務代理者（秘書課） | 4 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） | 4 |
| ○特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課） | 5 |
| ○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部地域課） | 5 |

公安委員会事項

- | | |
|----------------------------------|----|
| ○高齢者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則 | 5 |
| ○沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | 25 |

告 示

沖縄県告示第449号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成29年9月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
与那原中央病院	与那原町字与那原2905番地	医療法人和の会	平成29年8月30日	平成32年8月29日

沖縄県告示第450号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年9月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 北大東村字中野31番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第451号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年9月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡恩納村字安富祖赤瀬原1591番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第452号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年9月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 起業者の名称 沖縄電力株式会社

2 事業の種類 特別高圧送電線名護安富祖幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業

3 起業地

(1) 収用の部分 沖縄県名護市字幸喜幸地原及び字幸喜喜納田原地内

(2) 使用の部分 沖縄県名護市字幸喜幸地原及び字幸喜喜納田原地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、沖縄県国頭郡恩納村字安富祖地内の安富祖変電所から沖縄県名護市字名護地内の名護変電所までを結ぶ亘長18.792キロメートルの送電線路及び沖縄県名護市字喜瀬地内の喜瀬変電所から同市字名護地内の新名護変電所までを結ぶ亘長14.939キロメートルの送電線路を全体計画区間とする特別高圧送電線66kV名護安富祖幹線（以下「名護安富祖幹線」という。）のうち、既に用地取得の完了した部分を除く沖縄県名護市字幸喜幸地原地内の名護安富祖幹線No.4鉄塔（以下「No.4鉄塔」という。）から同市字喜納田原地内の名護安富祖幹線No.6鉄塔（以下「No.6鉄塔」という。）までの亘長0.464キロメートルを起業地区間とする「特別高圧送電線名護安富祖幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「特別高圧送電線名護安富祖幹線保全事業」（以下「本件事業」という。）は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

また、本件事業の施行に伴う名護安富祖幹線の巡視、点検及び補修のための保守管理用通路に関する事業（以下「附帯事業」という。）は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

沖縄電力株式会社は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）附則第10条第1項及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定により電気事業法第3条の許可を受けたものとみなされる一般送配電事業者であり、同法第17条に定められた託送供給義務を負っていることから、本件事業を施行する権能を有する主体である。

また、本件事業の実施に必要な資金を自己資金により調達していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

名護安富祖幹線は、沖縄県本島北部地域（以下「北部地域」という。）の電力需要に対する安定供給を目的として建設された電気事業に供している電気工作物であり、本件事業は、既存のNo.4鉄塔からNo.6鉄塔までの区間に存する電気工作物（以下「既存電気工作物」という。）の保全及び既存電気工作物の維持管理に不可欠な保守管理用通路に関する事業である。

北部地域の電力需要に対しては、沖縄県国頭郡金武町字金武地内の金武火力発電所及び沖縄県うる

ま市石川地内の石川火力発電所を供給起点とし、名護安富祖幹線を介する沖縄本島西側ルート（以下「西側ルート」という。）並びに特別高圧送電線66kV新金武幹線1号及び同2号を介する沖縄本島東側ルート（以下「東側ルート」という。）の2つのルートを通して、電力を安定供給しているところである。

仮に既存電気工作物を撤去せざるを得なくなった場合には、西側ルートを介した北部地域への電力供給が不可能となり、東側ルートのみで北部地域の電力供給を担うこととなるが、このような状況下において、東側ルート断が生じた場合には、北部地域への電力供給が完全に途絶えることとなり、電力供給に重大な支障をきたすことになる。

本事業の施行により、北部地域における電力の供給支障を未然に防止することができ、北部地域の電力需要に対する安定供給が図られ、地域住民の生活、産業及び経済活動の発展に寄与することが認められる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本事業は、名護安富祖幹線を保全するための事業であり、新たな電気工作物の設置及び土地の改変等の工事の実施を伴うものではないことから、周辺の自然環境に与える影響はない認められる。

また、特別の措置を講ずべき文化財も見受けられない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業の起業地の選定に当たっては、既存ルート案及び既存電気工作物を北側に移設する案の2案を比較検討しているが、送電線の停止を要しないこと、新たな電気工作物の建設を要せず土地利用上の新たな制約が生じないこと、事業費が小さいこと等から既存ルート案を採用しており、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に判断すると、既存電気工作物を使用する本事業のルートは合理的であると認められる。

よって、本事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、名護安富祖幹線は、北部地域へ安定した電力供給を行うために重要な役割を果たしており、その機能を存続させる必要があることから、本事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本事業の用に半永久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 名護市建設部用地課

沖縄県告示第453号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を次のとおり決定した。

平成29年9月5日

船浦港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域 竹富町字上原地内
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県八重山土木事務所

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成29年9月6日及び同月7日の間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成29年9月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があつた。

なお、関係書類は、平成29年9月5日から平成30年1月5日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。

平成29年9月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 届出年月日 平成29年7月31日

- 2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 石垣島商業施設 石垣市字大浜461番地1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 越塚孝之
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 大原孝治
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年4月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,207平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 147台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 65台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 90平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 32立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

- 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年9月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 県立学校校内LAN保守管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札を決定した日 平成29年7月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社国建システム 那覇市久茂地1丁目2番20号
- 5 落札金額 72,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年6月13日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年9月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察用航空機エンジン一式の修繕 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成29年7月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本エアロスペース株式会社 東京都港区南青山一丁目1番1号
- 5 契約金額 50,220,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 隨意契約
- 7 隨意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第8号

高齢者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月5日

沖縄県公安委員会

高齢者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習の実施等に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第16条」に、「第16条—第25条」を「第17条—第26条」に、「第26条—第35条」を「第27条—第38条」に、「第36条」を「第39条」に改める。

第1条中「次条において」を削り、「区分欄の1の項」を「一の項の区分欄」に、「区分欄の2の項及び」を「二の項の区分欄及び」に、「区分欄の2の項に掲げる」を「二の項の区分欄及び同表の三の項の区分欄に掲げる」に改める。

第3条中「第一欄の1の項」を「一の項の第一欄及び同表の二の項の第一欄」に、「75歳未満講習」を「75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習」に、「と府令第38条第12項第2号の表の第一欄の2の項に定める講習（以下「75歳以上講習」を「、同表の三の項の第一欄に定める講習（以下「75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習」という。）及び同表の四の項の第一欄に定める講習（以下「臨時高齢者講習」に改める。」

第4条中「75歳以上講習の」を「75歳以上の」に、「の通知書」を「の通知書等」に改める。

第5条第1項後段を次のように改める。

この場合において、特に、臨時高齢者講習については、法第101条の7第6項の規定により臨時高齢者講習通知書の通知を受けてから1月を超えることとなるまでに受けなければならないため、速やかに受講することが可能となるよう配意するものとする。

第5条第2項を次のように改める。

2 講習時間は、75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習にあっては2時間（小型特殊免許のみを受けている者（以下「小特のみ保有者」という。）は1時間）、75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習にあっては3時間（小特のみ保有者は2時間）、臨時高齢者講習については2時間（小特のみ保有者は1時間）とする。

第6条の見出しを「（学級編成等）」に改め、同条第1項中「こととし、」の次に「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）及び」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）」を「運転適性検査器材による指導」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、双方向型講義（受講者各人に對して、交通安全に関する知識及び理解度を確認しながら実施する講義をいう。以下同じ。）については、高齢者講習指導員1人で6人まで担当することができるものとする。

第6条に次の1項を加える。

3 講習に際して、受講者の日常の運転頻度等を把握するため、受講者に質問して聽取する方法その他の方法により運転頻度等問診票（様式第3号）を作成し、受講者に応じた車種の選定、運動機能に関する課題の選定及び各講習科目における指導に活用するものとする。

第7条各号列記以外の部分中「75歳未満講習」を「75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習」に、「第1又は」を「第1）、」に改め、「75歳以上」の次に「（第1分類及び第2分類）の」を加え、「に準拠」を「、高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（臨時高齢者講習）（別表第3）又は高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（合同講習）（別表第4）に準拠」に、「するなど」を「する等」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 双方向型講義においては、安全運転、危険予測等に関する質問及び講義内容の修得に関する確認を行うこと等により、受講者の理解度及び認知機能の状況に応じ、講義の内容についての理解を深めさせるための指導に配意するものとする。この場合において、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、改正が行われた道路交通法令並びに高齢者の交通事故の特徴及び防止策について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすい講義を行うものとする。

第7条第3号ウ(ア)中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加え、同号ウ(イ)中「者は、」の次に「準中型自動車又は」を加え、同号ウ中(イ)を(イ)とし、(イ)を(ア)とし、(ア)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(イ) 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用するものとする。

第7条第3号キに後段として次のように加える。

この場合において、録画装置等を使用し、実車による指導の状況を映像で記録するものとする。

第7条第3号ク中「採るなど」を「採る等」に改める。

第7条第4号を次のように改める。

(4) 個人指導等は、次により行うものとする。

ア 75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習及び臨時高齢者講習においては、実車による指導において記録した映像を活用しつつ、双方向型講義の受講状況、運転適性検査器材による指導の状況等に基づき、受講者の個々の能力等に応じた指導を実施するものとする。この場合において、個人指導にあっては、講習（映像教養を除く。）の最後に実施するものとする。

イ 映像教養にあっては、加齢による身体機能の変化、危険予測等を内容とする映像教材を視聴させることによる教養を実施するものとする。

第7条第5号中「75歳以上講習」を「更新期間が満了する日等における年齢が75歳以上の者（以下「75歳以上の受講者」という。）に対する講習」に、「指導に」を「指導及び個人指導に」に、「その他の」を「双方向型講義その他の」に改め、同号ただし書中「講習の中に」を「個人指導に」に改める。

第8条第5号中「(平成21年6月1日以前に行われたものを含む。)」を「(認知機能検査導入に伴うもの(平成21年6月1日以前に行われたものを含む。))」を受け、かつ、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下この号において「改正法」という。)の施行に伴う補充講習を、同月2日以降に高齢者講習指導員の資格を取得した者で改正法の施行の日前に高齢者講習指導員であったものについては、改正法の施行に伴う補充講習」に改める。

第9条中「するなど」を「する等」に改める。

第10条第3号中「及び中型自動車」を「、中型自動車及び準中型自動車」に改め、同条第5号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、同条に次の2号を加える。

(6) 実車による指導の状況を記録できるよう、所要の録画装置等を整備するものとする。

(7) 映像を用いた指導が実施できるよう、所要の映像再生機材を整備するものとする。

第12条中「第22の10の7」の次に「又は県細則第29条に定める高齢者講習修了証明書をいう。以下同じ。」を加え、「とともに、交付の際に」を「ものとし、更新時の高齢者講習を終了した者に対して交付する場合は、」に改める。

第14条第1項中「プロテクタ」を「プロテクター」に改め、同条第2項中「何らかの」を削り、「するなど」を「する等」に改める。

第36条を第39条とし、第4章中第35条を第38条とし、第34条を第35条とし、同条の次に次の2条を加える。

(特定任意高齢者講習の実施結果の報告及び登録)

第36条 講習の委託を受けた者は、75歳以上の受講者に係る簡易講習及びシニア運転者講習を実施したときは、特定任意高齢者講習実施結果報告書(様式第7号)により、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

2 公安委員会は、簡易講習及びシニア運転者講義を実施し、又は前項の規定による報告を受けたときは、その結果を、運転者管理システムに登録するものとする。

(事故防止)

第37条 シニア運転者講習の受講者の中には、身体機能に個人差がみられたり、ペーパードライバーの者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させるものとする。

2 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用する等の措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

3 講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するものとする。

第33条を第34条とする。

第32条第2項第2号中「及び中型自動車」を「、中型自動車及び準中型自動車」に改め、同条に次の2項を加える。

4 実車による指導の状況を記録できるよう、所要の録画装置等を整備するものとする。

5 映像を用いた指導が実施できるよう、所要の映像再生機材を整備するものとする。

第32条を第33条とする。

第31条中「するなど」を「する等」に改め、同条を第32条とする。

第30条を第31条とし、第29条を第30条とする。

第28条各号列記以外の部分中「(75歳未満及び75歳以上共通)」を削り、「別表第6」を「別表第8」に改め、「(75歳未満)」の次に「及び75歳以上(第3分類)の講習」を加え、「別表第7」を「別表第9」に改め、「(75歳以上)」の次に「(第1分類及び第2分類)の講習」を加え、「別表第8)」を「別表第10)及び特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目(シニア運転者講習(合同講習))(別表第11)」に、「するなど」を「する等」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 双方向型講義においては、安全運転、危険予測等に関する質問及び講義内容の修得に関する確認を行うこと等により、受講者の理解度及び認知機能の状況に応じ、講義の内容についての理解を深めさせるための指導に配意するものとする。この場合において、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、改正が行われた道路交通法令並びに高齢者の交通事故

の特徴及び防止策について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすい講義を行うものとする。

第28条第2号ア中「(75歳未満及び75歳以上共通)」を削り、同号イ中「(75歳未満及び75歳以上共通)」を削り、同号イ中(7)を削り、(イ)を(7)とし、(ウ)を(イ)とし、(エ)を(ウ)とし、同条第4号中「75歳未満及び75歳以上の」を削り、同号イ(ア)a中「中型自動車」の次に「準中型自動車」を加え、同号イ(ア)b中「普通自動車」を「準中型自動車又は普通自動車」に改め、同号イ(ア)c中eをfとし、dをeとし、cをdとし、bの次に次のように加える。

c 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用するものとする。

第28条第4号ウ中「採るなど」を「採る等」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 実車による指導は、警察本部長が別に定める実車指導要領に基づき実施し、受講者個人ごとに運転行動診断票を作成し、これにより指導を行うものとする。この場合において、録画装置等を使用し、実車による指導の状況を記録するものとする。

第28条第5号を次のように改める。

(5) 個人指導等は、次により行うものとする。

ア シニア運転者講習(75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習に限る。)においては、実車による指導において記録した映像を活用しつつ、双方向型講義の受講状況、運転適性検査器材による指導の状況等に基づき、受講者の個々の能力等に応じた指導を実施するものとする。この場合において、個人指導にあつては、講習(映像教養を除く。)の最後に実施するものとする。

イ 映像教養にあつては、加齢による身体機能の変化、危険予測等を内容とする映像教材を視聴させることによる教養を実施するものとする。

第28条第6号ア中「指導」の次に「及び個人指導」を加え、「その他の」を「双方向型講義その他の」に改め、同条を第29条とする。

第27条第1項中「における」の次に「運転適性検査器材による指導及び」を加え、同条第2項を削り、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、双方向型講義については、講習指導員1人で6人まで担当することができるものとする。

第27条第3項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 講習に際して、受講者の日常の運転頻度等を把握するため、受講者に質問して聽取する方法その他の方法により運転頻度等問診票を作成し、受講者に応じた車種の選定、運動機能に関する課題の選定及び各講習科目における指導に活用するものとする。

第27条第4項を削り、同条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第3章中第25条を第26条とし、第21条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第20条中「するなど」を「する等」に改め、同条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条中「別表第3」を「別表第5」に改め、同条第2号中「別表第4」を「別表第6」に改め、同条第3号中「別表第5」を「別表第7」に、「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同条第4号中「様式第4号」を「様式第6号」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条中「指導や運転適性検査器材」を「指導、運転適性検査器材」に、「試験特有の」を「試験類似の」に改め、第2章中同条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(高齢者講習の実施結果の報告及び登録)

第15条 講習の委託を受けた者は、75歳以上の受講者に係る更新時の高齢者講習又は臨時高齢者講習を実施したときは、高齢者講習実施結果報告書(様式第4号)により、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

2 公安委員会は、高齢者講習を実施し、又は前項の規定による報告を受けたときは、その結果を、運転者管理システム(県内に居住する運転者に関する情報を管理するため沖縄県警察本部交通部運転免許課に設置する電子計算機と警察庁に設置された電子計算機とを電気通信回線で接続した運転者管理システムをいう。以下同じ。)に登録するものとする。

別表第1中「75歳未満」の次に「及び75歳以上(第3分類)の」を加え、

留意事項	講習時間
	を

5分

「

留意事項	講習時間
	30分

に、「講義」を「双方向型講義」に、

」

「

(2) 交通事故の特徴	○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
(1) 安全運転の心構え	○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	5分
(2) シートベルト、ヘルメットの着用	○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	
(3) 交通事故を起こした加害者の責任	○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われるなどを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	

を

「

(2) 交通事故の特徴	○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
(3) 申請取消制度、各種支援制度	○ 申請取消制度、県内の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
(1) 安全運転の心構え	○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	
(2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用	○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	
(3) 交通事故を起こした加害者の責任	○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、社会的な非難を受け、責任を問われるなどを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	

に、

「

○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。	20分	○ D V D等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。
○ 75歳以上の者に対して行われる認		○ 75歳以上の者に対して行われる認

知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	60分	を	知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ D V D等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
			○ 運転適性器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	

に、

5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用についても指導する。	60分
6 安全運転のための討議	安全運転意識の醸成	討議 教本、視聴覚教材、事故事例等	○ 事故事例の紹介やヒヤリハット体験及び実車指導時の反省点を発表させ、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させ、討論させる。 ○ 事故原因となった危険行為、危険予測と回避方法等について理解させ、安全意識を醸成し、安全行動を指導する。	30分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1から4までの受講とし、講習時間は90分とする。)				180分

を

5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗する等して、身体機能の変化に基づく運転行動、事故、違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録する。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行う。	60分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1から4までの受講とし、講習時間は60分とする。)				120分

に改める。

別表第2中「75歳以上」の次に「(第1分類及び第2分類)の」を加え、

留意事項	講習時間 5分	」を
「	留意事項 30分	に、「講義」を「双方向型講義」に、」
(2) 交通事故の特徴	○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任	○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われるなどを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	5分 を
(2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度、各種支援制度	○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度、県内の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任	○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、社会的な非難を受け、責任を問われるなどを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	に、
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識	○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性
		20分

	(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	60分
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用についても指導する。	60分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1から4までの受講とし、講習時間は90分とする。)				150分

備考 休憩時間は、講習時間外に設けること。

を
「

3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗する等して、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故、違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録する。	60分
6 総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導等	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本	○ 個人指導は1人当たり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。	30分

		等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故、違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘、指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段、県内の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。 	
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ D V D 等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ D V D 等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	30分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1から4まで及び6の受講とし、講習時間は120分とする。)				180分

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

に改める。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第29条関係）

特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（シニア運転者講習（75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習））

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度、各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度、県内の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。 	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 	5分以上

	(3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。 	
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 	
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 	30分以上
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗する等して、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故、違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 	60分以上
6 総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人指導は1人当たり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故、違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘、指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段、県内の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。 	30分以上
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ D V D 等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ D V D 等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	30分以上
講習時間合計				180分以上

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第8を別表第10とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第11（第29条関係）

特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（シニア運転者講習（合同講習））

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度、各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度、県内の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。 	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に關し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。 	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回 	

			避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等、録画装置等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗する等して、身体機能の変化に基づく運転行動、事故、違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら指導を行う。	60分以上
6 総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人当たり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故、違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘、指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段、県内の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分以上
(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等		○ D V D 等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ D V D 等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	30分以上
講習時間合計 (75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習受講者は、1から5までの受講とし、講習時間は120分以上とする。)				180分以上

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第29条関係）

特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（シニア運転者講習（75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習））

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明			30分以上

	受講者の心得の説明			
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度、各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度、県内の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。 	
2 運転者的心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に關し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。 	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○ D V D 等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ D V D 等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 	30分以上
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗する等して、身体機能の変化に基づく運転行動、事故、違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心 	60分以上

			構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行う。	
講習時間合計			120分以上	

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第7を別表第9とする。

別表第6中「第28条」を「第29条」に改め、「(75歳未満及び75歳以上共通)」を削り、

「	留意事項	講習時間	」
		5分以上	を
「	留意事項	講習時間	」
		30分以上	に、「講義」を「双向型講義」に、
「	(2) 交通事故の特徴	○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事事故例と併せて説明する。	」
	(1) 安全運転の心構え	○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	5分以上
「	(2) 交通事故の特徴	○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事事故例と併せて説明する。	」
	(3) 申請取消制度、各種支援制度	○ 申請取消制度、県内の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	に改め、「へ
	(1) 安全運転の心構え	○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	」

「ヘルメット」の次に「、プロテクター」を加え、「当然それに相応する」を削り、

「	3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識	○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改	20分以上
	(2) 最近において改正			

	が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
--	----------------------------------	--	---	--

を

3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ D V D等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ D V D等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
-----------	---	--	---	--

に、

4 運転適性についての指導	運転適性検査器材の使用による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材	を	
4 運転適性についての指導	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	に改め、同表を別表第8とする。	

別表第5中「第18条」を「第19条」に改め、同表を別表第7とする。

別表第4中「第18条」を「第19条」に改め、同表を別表第6とする。

別表第3中「第18条」を「第19条」に改め、同表を別表第5とし、別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第7条関係）**高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（臨時高齢者講習）**

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			60分
1 運転適性についての指導	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗する等して、身体機能の変化に基づく運転行動、事故、違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その	

			<p>結果に基づく指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライプレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録する。 	
2 総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人指導は1人当たり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故、違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘、指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段、県内の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。 	30分
(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等		<ul style="list-style-type: none"> ○ D V D等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ D V D等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	30分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、2の受講とし、講習時間は60分とする。)				120分

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第4（第7条関係）

高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（合同講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度、各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度、県内の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。 	

2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 ○ 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。 	
	(2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用			
	(3) 交通事故を起きた加害者の責任			
	(4) 交通事故を起きた運転者の義務			
	(5) 負傷者の救護措置			
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識		<ul style="list-style-type: none"> ○ D V D 等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ D V D 等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	30分
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導教本、運転適性検査器材等		
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導教本、自動車等		
6 総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗する等して、身体機能の変化に基づく運転行動、事故、違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録する。 ○ 必要に応じ、記録した映像を確認しながら、指導を行う。 	30分

		等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故、違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘、指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段、県内の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。 	
(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等		<ul style="list-style-type: none"> ○ D V D 等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ D V D 等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	30分
<p>講習時間合計</p> <p>ア 75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習受講者は、1から5までの受講とし、講習時間は120分とする。</p> <p>イ 75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習受講者（小特のみ保有者）は、1から4までの受講とし、講習時間は60分とする。</p> <p>ウ 75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習受講者は、1から6までの受講とし、講習時間は180分とする。</p> <p>エ 75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習受講者（小特のみ保有者）は、1から4まで及び6の受講とし、講習時間は120分とする。</p> <p>オ 臨時高齢者講習受講者は、5及び6の受講とし、講習時間は120分とする。</p> <p>カ 臨時高齢者講習受講者（小特のみ保有者）は、6の受講とし、講習時間は60分とする。</p>				180分

備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

様式第2号中

「

<input type="checkbox"/> 簡易講習 (<input type="checkbox"/> 75歳未満講習 <input type="checkbox"/> 75歳以上講習) <input type="checkbox"/> シニア運転者講習 (<input type="checkbox"/> 75歳未満講習 <input type="checkbox"/> 75歳以上講習)	を
--	---

」

「

<input type="checkbox"/> 簡易講習 (<input type="checkbox"/> 75歳未満講習 <input type="checkbox"/> 75歳以上講習 (第3分類)) <input type="checkbox"/> シニア運転者講習 (<input type="checkbox"/> 75歳未満講習及び75歳以上講習 (第3分類) の講習 <input type="checkbox"/> 75歳以上講習 (第1分類及び第2分類) の講習 <input type="checkbox"/> 合同講習)
--

」

歳以上共通」を「75歳以上（第3分類）共通」に改め、同様式備考3中「簡易講習（75歳以上講習）」を「簡易講習（75歳以上講習（第3分類））」に改める。

様式第4号中「第18条」を「第19条」に改め、同様式を様式第6号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第36条関係）

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

受託者名

管理者

印

第2号の表の一の項
 下記の者に対して、運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項 第2号の表の二の項 に定める
 第2号の表の三の項

基準に適合する講習を 年 月 日に実施したので報告する。

番号	氏名	性別	免許証番号	講習場所	講習の分類	講習の種別	備考
	生年月日						

備考 1 不要の文字は、二重線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第3号中「第18条」を「第19条」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第3号（第6条、第28条関係）

(表)
運転頻度等問診票

実施者名 ()

受講者名		生年月日	年 月 日生	指導員名	
------	--	------	--------	------	--

各質問に対して、該当する□にチェックして下さい。 (例 :)

1 あなたがお持ちの免許はどれですか

大型 中型 準中型 普通 大特 大二輪 普二輪 原付

2 あなたは平素どのくらい自動車・バイクを運転しますか

毎日運転している。

目的【仕事 通勤 買い物 通院 家族の送迎
その他】

ときどき (月 週 [] 回くらい) 運転している。

目的【仕事 通勤 買い物 通院 家族の送迎
その他】

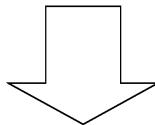
(※注 [] には概ねの回数を記入して下さい。)

全く運転しない。

理由【家族の運転 鉄道、バス、タクシー利用 自転車 徒歩

その他】

裏面の質問にもお答え下さい。



(裏)

3 あなたが平素運転している車はどのような車ですか

大型・中型のバス・トラック 準中型トラック 普通乗用車 軽四自動車

大型・中型バイク カブ・スクーター 小型の耕耘機・トラクター

なし

4 実車指導で使う車で、ご希望の車種はどれですか

マニュアル自動車 オートマチック自動車 原動機付自転車

5 自動車の運転について、どうお考えですか

(1) 運転は (好き 嫌い)

(2) 運転に自信が (ある ない)

6 最近 (1年以内)、運転中の事故、ヒヤリ体験がありましたか

交通事故を起こした ヒヤリ体験がある なし

7 あなたが車を運転できない時、替わりの移動手段はありますか

家族の運転 (配偶者 子 その他) 友人 列車・バス

その他 ()

8 あなたは、次の場合又は次の場所を運転することができますか

体調がすぐれないとき 夜間 悪天候時 不慣れな道路 狭い道

混雑した道路 (駅前等) 高速道路 長時間・長距離 渋滞時

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

様式第4号 (第15条関係)

高齢者講習実施結果報告書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

受託者名

管理者

印

下記の者に対して、道路交通法 第101条の4 第2項
の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う
第101条の7 第1項

同法第108条の2 第1項第12号に掲げる講習を 年 月 日に実施したので報告する。

番号	氏名	性別	免許証番号	講習場所	講習の分類	講習の種別	備考
	生年月日						

備考 1 不要の文字は、二重線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

附 則

この規則は、平成29年9月5日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第9号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月5日

沖縄県公安委員会

転 者 数	専 従										
	予 備										

様式第9号及び様式第9号の2中

「 平成 年 月 日 沖縄県公安委員会 団」

を 「 年 月 日 沖縄県公安委員会 団」

に改める。

様式第11号中

「 住 所 氏 名」

を 「 住 所 氏 名」

に、 「 氏 名」

平成 年 月 日 沖縄県公安委員会 团

を 「 年 月 日 沖縄県公安委員会 团」

に改める。

様式第14号中

交付公安委員会		年 月 日 付
免 許 番 号	第	号

免許の種類	大型	中型	普通	大型	大自二	普自二	小型	原付	けん引	大型二	中型二	大型二	特二	けん引二
現に付されている条件等														

を

交付公安委員会													年 月 日 交付		
免許証番号	第 号														
免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大型	大自二	普自二	小型	原付	けん引	大型二	中型二	大型二	特二	けん引二
現に付されている条件等															

に改める。

様式第15号の2を削る。

様式第15号の3中

「 平成 年 月 日 を 「 年 月 日 」 に、
「 フリガナ を 「 ふりがな 」 に、
「 大・昭・平 年 月 日 を 「 年 月 日 」 に改め、同様式を様式第

15号の2とする。

様式第15号の4中

「 平成 年 月 日 を 「 年 月 日 」 に、
「 フリガナ を 「 ふりがな 」 に、
「 大・昭・平 年 月 日 を 「 年 月 日 」 に改め、同様式を様式第

15号の3とする。

様式第16号中「平成 年 月 日受験した」を「 年 月 日に受験した」に、「平成 年 月 日まで」を「 年 月 日まで」に、

「 平成 年 月 日	沖縄県公安委員会 印
「 年 月 日」	

沖縄県公安委員会 印

に改める。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第24条関係）

臨時適性検査通知書

沖公委（免）第 号
年 月 日

住所 氏名 殿

沖縄県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第4項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由がなく臨時適性検査を受けない場合には、

拒否	
保留	の処分を受けることとなりますので、御注意ください。
取消し	
効力の停止	

適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備考	

備考1 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

2 診断書を提出する場合には、 年 月 日までに、沖縄県警察運転免許センター又は各分校に提出してください。

3 この通知について、不明な点がある場合には、沖縄県警察運転免許センター（098-851-1000）までお問い合わせください。

様式第17号の8を次のように改める。

様式第17号の8（第24条の2関係）

診断書提出命令書

管理番号	
------	--

年 月 日

住所

氏名 殿

沖縄県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第1項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行細則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるか否かに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出してください。

なお、やむを得ない理由がなく診断書を提出しない場合には、

が拒否される	
が保留される	こととなりますので、御注意ください。
が取り消される	
効力が停止される	

運転免許

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるか否かに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となつた認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

備考 この通知について、不明な点がある場合には、沖縄県警察運転免許センター（098-851-1000）までお問い合わせください。

様式第20号中

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	を
大 中 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 けん 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二	引
自 自 ん 型 型 通 特 を	
引 二 二 二 二 二 二 二	

大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	けん
中				自	自		ん	型	型	通	特			引
型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二

に、

- 欠格期間の確認（受講資格確認書の提示）
- 普通免許を希望する者は、仮免許証の取得と提示
- 大特、二輪、原付を希望する者は、本籍地記載の住民票抄本1通の提示
- 写真2葉（縦3センチメートル×横2.4センチメートル、無帽、正面、無背景で申請前6月以内に撮影したもの）を提出

を

- 欠格期間の確認
- 準中型免許、普通免許を希望する者は、仮免許証の取得と提示
- 大特、二輪、原付を希望する者は、本籍地記載の住民票抄本1通の提示
- 写真2葉（縦3センチメートル×横2.4センチメートル、無帽、正面、無背景で申請前6月以内に撮影したもの）を提出

に改め、同様式備考を次

のように改める。

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

2 沖縄県警察運転免許センターで受講する場合には、証紙を貼付すること。

様式第22号中

沖縄県公安委員会 殿	平成 年 月 日
を	
沖縄県公安委員会 殿	年 月 日
に、	

<input type="radio"/> 大型車講習	○ 応急救護処置講習(一)
<input type="radio"/> 中型車講習	
<input type="radio"/> 普通車講習	
<input type="radio"/> 大型二輪車講習	
<input type="radio"/> 普通二輪車講習	
<input type="radio"/> 大型二種講習	
<input type="radio"/> 中型二種講習	
<input type="radio"/> 普通二種講習	
を	

<input type="radio"/> 大型車講習	○ 応急救護処置講習(一)
<input type="radio"/> 中型車講習	
<input type="radio"/> 準中型車講習	
<input type="radio"/> 普通車講習	

- 大型二輪車講習
- 普通二輪車講習
- 大型二種講習
- 中型二種講習
- 普通二種講習

応急救護処置講習(二)

に、

大型 中型 普通 大自二 普自二 原付 免許なし

大型二 中型二 普通二

公安委員会交付

平成 年 月 日

自動車学校

を

大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 原付 免許なし

大型二 中型二 普通二

公安委員会交付

年 月 日

自動車学校

に改める。

様式第23号中

沖縄県公安委員会 殿

平成 年 月 日

を

沖縄県公安委員会 殿

年 月 日

に、

学 科 試 験 合 格 日	平成 年 月 日
講 習 指 定 日	平成 年 月 日
受 講 場 所	
該 当 す る と こ ろ に ✓ 印 を つ け る 下 さ い 。	<input type="radio"/> 少し運転できる。 <input type="radio"/> 全く運転できない。

を

学 科 試 験 合 格 日	年 月 日
講 習 指 定 日	年 月 日
受 講 場 所	

該当するところに ✓印をつけて 下さい。	自転車などの二輪車の運転 ○ 少し運転できる。 ○ 全く運転できない。
----------------------------	--

に改める。

様式第25号の2を次のように改める。

様式第25号の2 (第28条関係)

更新時講習受講申請書					年 月 日
沖縄県公安委員会 殿					
申請者氏名					
講習区分	講習開始時間			講習場所	
<input type="checkbox"/> 優良運転者講習(30分)					
<input type="checkbox"/> 一般運転者講習(1時間)					
<input type="checkbox"/> 違反運転者等講習(2時間)					
<input type="checkbox"/> 初回更新者講習(2時間)					
※ 免許証の有効期間の末日までに講習を受けず、新たな免許証の交付を受けない場合は、更新手続きは無効になり、免許は失効して無免許となります。					

備考1 該当する□にレ印を付すこと。

2 用紙の大きさは、縦7センチメートル×横15センチメートルとする。

様式第26号中

講習区分	<input type="checkbox"/> 70歳以上75歳未満		<input type="checkbox"/> 75歳以上	
更新期間満了日	平成 年 月 日			
講習実施日	平成 年 月 日			
講習場所				
免許種別	一種(大型、中型、普通、大特、大自二、普自二、原付、小特、けん引) 二種(大型、中型、普通、大特、けん引)			
希望する車種	中型	普通	二輪	原付 運転シミュレーター

を

講習区分	<input type="checkbox"/> 合理化講習 75歳未満	<input type="checkbox"/> 合理化講習 75歳以上	<input type="checkbox"/> 高度化講習	<input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習
更新期間満了日	年 月 日			
講習実施日	年 月 日			
講習場所				
	一種(大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、原付、小特、けん引)			

免許種別	二種（大型、中型、普通、大特、けん引）					
希望する車種	中型	準中型	普通	二輪	原付	運転シミュレーター

に改める。

様式第29号中

「 第 号

写真
貼付
(押し出し
スタンプ)

取消処分者講習終了証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了したものであることを証明する。

を

「 第 号

取消処分者講習終了証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 に道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了したものであることを証明する。

に改める。

様式第31号中

「

平成29年9月5日 火曜日

公 報

第4574号

中型車講習

普通車講習

を

中型車講習

準中型車講習

普通車講習

に、

平成 年 月 日

受託者名 印

を

年 月 日

受託者名 印

に改める。

様式第34号中

講習の種類

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を終了したものであることを証明する。

を

免許の種類

上記の者は、 年 月 日 に道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を終了したものであることを証明する。

に改める。

様式第36号を次のように改める。

様式第36号（第29条関係）

第 号

高齢者講習終了証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 (歳)

上記の者は、 年 月 日に道路交通法第108条の2第
 道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の一の項に掲げる講習
 1項第12号に掲げる講習 年 月 日に道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の二の項に掲げる講習
 を
 道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の三の項に掲げる講習
 道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の四の項に掲げる講習
 終了したことを証明する。

年 月 日

受託者名 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。

様式第51号中

「 沖縄県公安委員会 殿 平成 年 月 日 」

を

「 沖縄県公安委員会 殿 年 月 日 」

に、

本籍又は国籍	
住所	
ふりがな 氏名	
免許証番号	

交付年月日	年 月 日													
免許の種類	大	中	普	大	大	普	小	原	けん	大型	中型	普通	大型	けん引二
	型	型	通	特	自二	自二	特	付	引	二	二	二	特二	引二
返納の理由														
備考														

を

本籍又は国籍															
住所															
ふりがな 氏名															
免許証番号															
交付年月日	年 月 日														
免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大型	中型	普通	大型	けん引二
	型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引	二	二	二	特二	引二
返納の理由															
備考															

に改める。

附 則

この規則は、平成29年9月5日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那霸市宮城1丁目13番9号
--